

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	もと北部環境事業センターの貸付に係る不動産鑑定評価業務委託	不動産鑑定	(株)田園不動産鑑定	2,115,300	令和6年9月5日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G2	-

随意契約理由書

1 委託名称

もと北部環境事業センターの貸付に係る不動産鑑定業務委託

2 契約の相手方

株式会社田園不動産鑑定

3 随意契約理由

不動産鑑定の報酬については、中央用地対策連絡協議会で定められた、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」により、鑑定評価の対象となる不動産の類型等によって決定され、一般の契約と異なり契約当事者間の合意により決定することにはなり得ない。

また、公共用地貸付に伴う不動産鑑定については、鑑定評価する地域の取引事例に精通し、取引事例等の情報を迅速に収集しなければならない。そのためには、専門分野の知識に加え、より豊富な知識と経験を有しなければ、迅速かつ的確な土地の評価が困難である。

以上の理由から、本業務の性質上競争入札に適さないので、本市契約管財局に事業者登録を行っている不動産鑑定事業者から、本件業務の内容を勘案して契約管財局から提供された候補者名簿から無作為に選定した上記の鑑定評価業務委託契約相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課（電話番号06-6630-3364）